○財務省告示第三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十九年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年二月九日

財務大臣　尾身　幸次

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百五十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行

額面金額で一兆五千三百二十一億円

うち、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千九十八億九千五百七十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百九十九億八千六百三十万円、同法第五条ノ二の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十二億千七百九十五万円

ロ　非競争入札発行

国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二百七億七千五百万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千四百六十五億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

国債整理基金特別会計法第五条ノ二の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二百一億円

七　行払込金額

イ　価格競争入札発行　一兆五千三百二十三億六千百九十六万円

ロ　非競争入札発行　二百七億七千八百五十三万千七百五十円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千四百六十五億二千四百九十万五千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二百一億三百四十一万七千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成十九年一月十五日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円一銭五厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加　額面金額百円につき百円一銭七厘

者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

十二　利率　年〇・八パーセント

十三　初期利子　平成十九年七月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成二十一年一月十五日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十九　払込期日　平成十九年一月十五日